

栃木県入札適正化委員会（第2回）の概要について

- 1 開催日 令和元（2019）年12月17日（火） 午後2時から
- 2 開催場所 東館3階 入札室2
- 3 出席委員 委員長 阪田 和哉 宇都宮大学地域デザイン科学部准教授
委員 岡田 豊子 建築士
委員 小野 民樹子 弁護士
委員 横須賀 徳博 弁護士
(委員5名中、出席委員4名)
- 4 審議対象期間 平成31（2019）年4月1日から令和元（2019）年9月30日まで
- 5 対象案件 総数 904件
抽出案件 5件
(内訳：一般競争入札 2件、指名競争入札 2件、随意契約 1件)

6 議事等の概要

(1) 報告事項

- 1 台風19号による被災状況
事務局から、台風19号による被災状況について報告しました。
- 2 入札及び契約手続きの運用状況、指名停止の運用状況等について
事務局から、今回の審議対象期間中に発注した工事及び指名停止の運用状況について報告しました。
また、再苦情処理については、今回は対象案件がない旨報告しました。
- 3 抽出事案の選定理由について
岡田委員から抽出事案を選定した際の理由について報告がありました。

(2) 審議事項

- 1 「宇都宮東警察署庁舎新築工事」について
・工事箇所 宇都宮市中今泉3丁目
・県土整備部建築課発注（一般競争入札）
- 2 「巴波川流域下水道 巴波川浄化センター電気設備工事」について
・工事箇所 栃木市城内町
・県土整備部下水道管理事務所発注（一般競争入札）
- 3 「令元県営経営体基盤小泉・本沼第2工区圃整工事」について
・工事箇所 益子町本沼地内
・農政部芳賀農業振興事務所発注（指名競争入札）
- 4 「トンネル照明工事 293号その1（道環境補）」について
・工事箇所 一般国道293号 足利市越床トンネル
・県土整備部安足土木事務所発注（指名競争入札）
- 5 「本庁舎本館 B A S更新工事」について
・工事箇所 宇都宮市塙田1-1-20
・経営管理部管財課発注（随意契約）

(3) 審議結果について

いずれの審議案件とも適正であると認められました。

主な質疑については次のとおりです。

【審議事項1について】

- Q 入札結果について、無効と記載されている者がいますが、無効の理由を教えてください。
- A 予定価格を上回った金額で入札を行ったためです。
- Q 警察署の新築工事ということで、施工時には秘密保持を求めるのですか。
- A 県の工事の契約書の中に守秘義務を明記しているのので、業者もそれに従っています。警察署の工事だけの特別な取り扱いではありません。
- Q 地域内拠点の点数について参加者の間で差がついていますが、どのような理由ですか。
- A 1者は本店の所在地が発注した事務所の管内なので2点、他者はそうではないので0点となって

います。

Q 施工計画の点数について参加者の間で差がついていますが、どのような理由ですか。

A 1つのテーマにつき最大5つ、テーマが2つなので最大10個の施工計画1つ1つの内容について評価した結果、その内容に差があったものです。

【審議事項2について】

Q 入札の参加者が1者のみだった理由は何ですか。

A 当該現場に一番精通しているのが当該業者で、他の業者がなかなか太刀打ちできないからではないかと思われます。

Q 元々の新築工事の際も参加者は1者だったのですか。

A 元々の工事は複数の参加者がいました。

Q 分離分割の他の工事も参加者は1者だったのですか。

A 4つのうち、3つは1者、残り1つは3者でした。

Q 入札の参加資格を満たす業者はどれくらいいたのですか。

A 16者いました。

Q 分離分割工事にしなければ、複数の参加となることも考えられるのではないですか。結果は変わらなくとも、その方が受注機会の拡大になると言えるのではないですか。

A 技術者の確保の問題もあり、分離分割でないとしても、参加できない場合もあります。

【審議事項3について】

Q 当該事務所発注の圃整工事の施工実績がある業者を指名したとなると、実績の無い業者はずっと参加できないことになるのですか。

A 今回は技術を要する工事の指名競争入札なので施工実績のある業者を指名しましたが、一般競争入札であればその限りではないので参加できます。

Q この工事は補正予算対応の工事のため指名競争入札にしたということですが、補正予算だと指名になる理由は何ですか。

A 補正予算対応の工事は早期着工で対応するため、1億円未満の工事については指名競争入札とすることができるのと通知で定めています。

【審議事項4について】

Q 指名したのは10者ですが、中には格付け順位が低い者もいるようですがなぜですか。

A まずはAランクの業者を指名しましたが、施工実績や技術的適正の関係で落とした業者がおり、10者に足りなくなってしまうため、施工実績があり現場から近いBランクの業者を追加で指名したものです。

Q 価格的には一般競争入札になると思いますが、指名競争入札となった経緯はなんですか。

A 補正予算対応の工事で、1億円未満の工事については指名競争入札とすることができるのと通知で定めています。当初は6月中に発注する予定でしたが、トンネル内にクラックや漏水が生じていることが判明したため、追加で工事が必要となり、発注が遅れたものです。

Q 分割発注することはできなかったのですか。

A トンネル照明工事は、トンネル内の配線等の関係もあり分割は困難で、全体を一本の工事として施工しています。

【審議事項5について】

Q 予定価格はどのように決めたのですか。

A 当該業者の見積書を参考に設計書を組み、県土整備部の標準歩掛を乗じて決定しました。

Q 当該業者以外の価格と比較はしないのですか。

- A 当該業者以外には施工できないので、比較はしていません。
- Q 当該業者の見積書の妥当性はどのように確認するのですか。
- A 導入当時の価格等と比較しています。
- Q 今後の更新についても、随意契約で発注するのですか。
- A システムを部分的に順番に更新するため、新旧システムを同時に稼働させる必要があり、当該業者以外には施工できないため、随意契約となる予定です。ただし、全面的な更新となれば、入札を行うこととなります。
- Q 当初の発注時に、更新のやりやすさ等を評価するような条件を付して入札を行うことはしなかったのですか。
- A このシステムについては、本庁舎の電気工事の一部であり、これだけを発注したわけではないため、特にしていません。